

コーポレート・ガバナンス報告書

2021年8月31日

株式会社新東京グループ

代表取締役社長 吉野勝秀

問合せ先： 取締役管理部長 小野澤 歩

047-383-7001

URL： <http://www.mr-shintokyo.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉野 勝秀	3,958,000	94.91
株式会社 YOSHINO	142,000	3.41
林 伸孝	40,000	0.96
株式会社山科事務所	34,000	0.82
モーシオン株式会社	100	0.00

支配株主名	吉野 勝秀
-------	-------

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
--------	------------------

決算期	5月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、現在において支配株主との取引はなく、そして今後も当社に影響を及ぼす取引を行う予定はないため、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

また、将来的に取引が発生する場合には、金額の多寡にかかわらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名／上限の定めはない
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役は、会計監査人の監査手続・日程に関する監査計画について説明を受け意見交換しています。また、会計監査人より事業年度を通じて監査の方法及びその結果について報告を受けています。</p> <p>監査役は、内部監査部門による内部監査計画並びに監査・調査の結果について報告を受け、必要案件について意見交換しています。</p> <p>また、これらに加え、代表取締役と監査役との間で定期的に意見交換会を実施しております。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
和泉 秀樹	他の会社の出身者													
関原 竜也	司法書士													
田中 大輔	司法書士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和泉 秀樹	—	和泉秀樹氏と当社との間の利害関係について、記載すべき事項はありません。	同氏は、税務、財務、会計の分野に関する豊富な知識と経験を有しているとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらの豊富な経験と高い見識を活かして当社の経営に適切な助言をいただくことを期待しております。
関原 竜也		関原竜也氏と当社との間の利害関係について、記載すべき事項は	同氏は、司法書士としての豊富な知識と経験を有し、

		ありません。	その専門的な知識と経験を活かして当社の経営に適切な助言をいただくことを期待しております。
田中 大輔	—	田中大輔氏と当社との間の利害関係について、記載すべき事項はありません。	同氏は、司法書士としての豊富な知識と経験を有し、その専門的な知識と経験を活かして当社の経営に適切な助言をいただくことを期待しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	0名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

株主総会決議により、発行の決議を取締役に委任することを承認しておりますが、取締役会によるストックオプションの割当決議を実施しておりません。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会で報酬の総額を決定し、取締役会でその配分を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポート体制は、その職務を補助する使用人としてサポートスタッフを配意しております。また、監査役会において、内部監査及び監査役監査の情報を共有し、常勤監査役との緊密な連携のもと、内部監査部門及び内部統制部門等から監査に必要と認められる事項について報告を行うなど、社外監査役の職務遂行をサポートするための環境を整備しております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の健全性及び透明性を高めるため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

当社の取締役会は3名の取締役で構成されており、毎月1回定例取締役会を開催しております。また、重要な議案が生じた場合、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会においては、内部統制実現のため、法令および定款に定める事項や経営上の重要事項等に係る意思決定を行うほか、会社の業務実効に係る報告・確認・監査等を行っております。

(2) 監査役

当社の監査役の構成は、社外監査役3名を含む合計3名となっており、かつ企業経営とコンプライアンスに精通した人材を登用し、取締役会に出席して取締役会の運用状況及び取締役の業務執行状況を監査しております。また、毎月1回定例監査役会を開催しております。さらに、必要に応じて適宜監査役間の協議を行い、これを通じて監査役相互の意見交換を実施しております

(3) 内部監査

当社は、組織規程、稟議規程等の諸規程を整備し、内部統制や責任体制を明確化するとともに、内部監査により内部牽制の働く組織的な業務運営を行う体制を構築しております。内部監査は、社長が経営企画室に任命し、監査対象部門からの独立性を確保するとともに、監査役と連携しながら、業務全体（子会社を含む。）にわたる内部監査を実施しており、業務の改善に向け具体的な助言、勧告を行っております。

(4) 会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は関和輝ならびに吉田隆伸であり、明誠有限責任監査法人に所属し金融商品取引法及び会社法に基づく会計監査を実施しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、その他4名であります。

(5) 指名、報酬等の決定

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。取締役の報酬額は、株主総会で報酬の総額を決定し、取締役会でその配分を決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避した日程設定に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算発表までの数週間を沈黙期間とし、この期間内につきましては、決算に関連するコメント、お問い合わせに関する回答は差し控えさせていただきます。ただし、沈黙期間中に発生した事象が適時開示に該当する場合には、適宜、情報開示を行います。また、沈黙期間中においても、すでに公表済みの情報に関して、株主・投資家の皆様からのお問い合わせ頂いた事項につきましては対応いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、業績や経営方針を説明することを検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト及び機関投資家向け説明会を開催し、業績や経営方針を説明することを検討しております。	なし
IR資料をホームページ掲載	決算に関する情報及び適時開示情報などを、IR資料としてホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施しておりません。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、職務分掌規程及び職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

上記に加えて、当社では、企業が継続的に発展していくためには、すべての取締役・使用人が法令順守のもと、公正で高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であるとの観点からコンプライアンス規程を定めて啓蒙活動しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、かねてより反社会勢力と絶対に関係を持たないという信念を有しており、現在までに反社会勢力との関係は一切ありません。また、反社会勢力への対応は、会社全体の問題として組織的に対応し、不当な要求には断固として応じません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループにおいては、平成23年1月に、当社子会社である株式会社新東京開発の定時取締役会において、反社会的勢力排除に関する決議を行っております。これを受けて、同社及び同社連結子会社であった株式会社エコロジスタの主要な会議や各拠点に実施している朝礼などの機会を利用し、定期的にその内容に関する周知徹底を図って参りました。

また、平成24年7月21日開催の当社取締役会において、反社会的勢力排除に関する決議を改めて行い、方針の再確認と徹底を図っております。

さらに、反社会的勢力排除の運営面においては、「反社会的勢力対応規程」が定められており、それに基づき日々さまざまなチェックを行っております。具体的には、例えば、新規取引先については外部調査機関のチェックのほか、日経テレコン21による記事検索、およびインターネットの書き込みサイトの閲覧などを行うことによって、取引先に反社会的勢力が紛れ込まないよう細心の注意を払っております。

また、定期的（1年に1回）に上記の新規取引先と同様の作業を実施し、突然反社会的勢力の関与が発生しないようチェックをしております。

さらに、取引先と締結する「取引基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

なお、所轄警察署や暴力追放推進センターなどの機関との関係を強化すべく、本社並びに各拠点に不当要求防止責任者を選任・配置しております。

V. その他

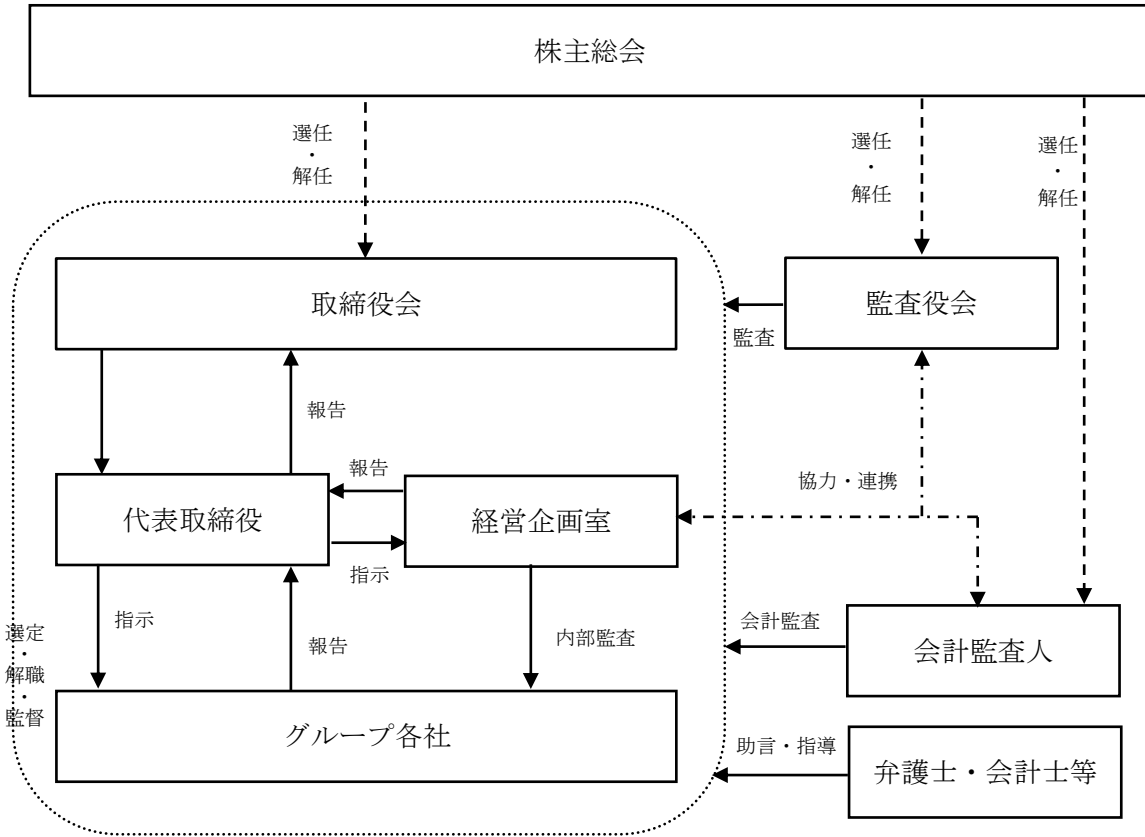
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

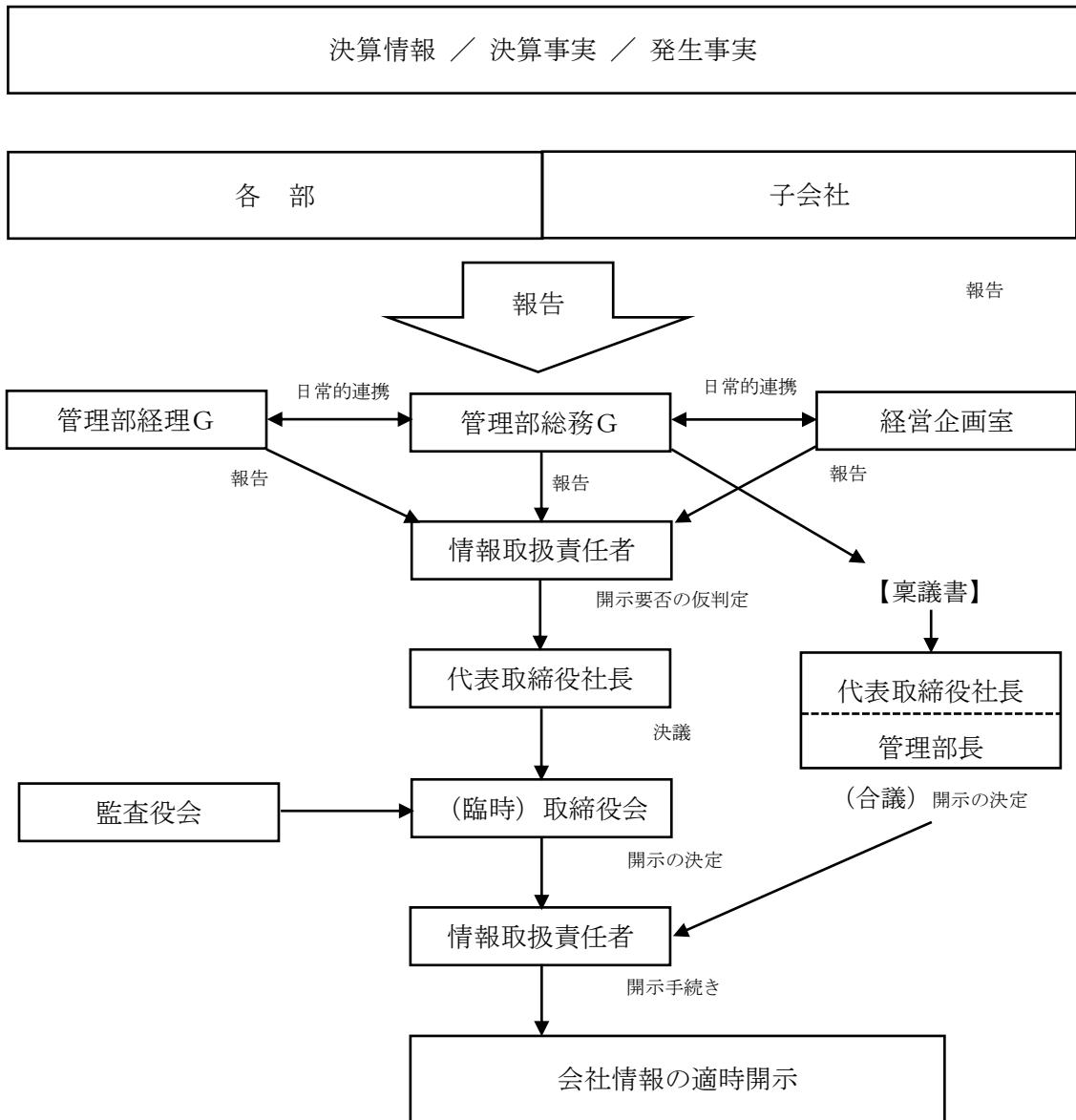
該当項目に関する補足説明

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上